

姫 監 公 表 第 1 号

令和 5年 2月13日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	井 上 太 良
同	竹 尾 浩 司

令和4年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 こども未来局定期監査結果報告書
- 2 教育委員会事務局（前期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書

令和4年度 こども未来局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

こども未来局

教育保育部 幼保連携政策課、こども保育課

出先機関 若草保育所、大塩保育所、伊勢保育所、中央乳児保育所、中央保育所、手柄保育所、飾磨西保育所、御着保育所、太市こども園、山田こども園、的形こども園、林田こども園、香呂こども園

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和4年9月9日から同年11月21日まで

2 監査の結果

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(1) 収入関係事務

ア 市立施設教育・保育給付費利用者負担金収入関係事務（こども保育課）

イ 私立施設教育・保育給付費利用者負担金収入関係事務（こども保育課）

ウ 延長保育市立施設利用者負担金収入関係事務（こども保育課）

エ 児童給食費負担金収入関係事務（こども保育課）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。
早期徴収に努められたい。

(2) 支出関係事務（こども保育課）

私立施設教育・保育給付費及び施設等利用費の支払に係る支出負担行為の決裁については、姫路市決裁規程第4条及び別表第3の規定により市長の決裁を受けるものとされているところ、当該支出負担行為の前段階である執行決定決裁において「各月の支弁に係る支出負担行為については、毎回3,000万円以上となることが見込まれるため、本来市長決裁が必要な金額であるが、予算及び本決裁の範囲内で、教育保育部長が決裁するものとする。」と記載し市長の決裁を受けたことを根拠として、各月の支払に係る支出負担行為の決裁者を教育保育部長として処理していた。

決裁規程の趣旨は、市長の権限に属する事務処理について責任の所在の明確化と事務処理の合理的かつ能率的運営を図るために、その決裁区分及び手続を定めたものであることから、適切に対応されたい。